

学校と警察との相互連携に係る協定書

寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒のための支援・指導を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為）をいう。

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに寒川町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

（情報提供する事案）

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
 - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 犯罪行為等に関する事案
 - イ いじめ、児童虐待等に関する事案
 - ウ 非行集団に関する事案
 - エ 薬物等に関する事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

（情報提供の内容）

第6条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 警察から学校へ提供する場合
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）への連絡）に関する内容
- (2) 学校から警察へ提供する場合
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 事案に係る指導状況に関する内容
 - エ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

学校と警察との相互連携に係る実施要領

寒川町教育委員会

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 情報収集（第5条～第7条）
- 第3章 情報提供（第8条～第11条）
- 第4章 責務（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）に基づき、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（基本的考え方）

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

2 学校は、警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に関係する児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な支援・指導を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 児童・生徒の個人情報については、教育委員会は寒川町個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護の重要性にかんがみ、適正な取扱いを確保するものとする。

（連携の従事者等）

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という。）の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者とする。

第2章 情報収集

（本人・保護者への通知）

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該児童・生徒本人及び当該児童・生徒の保護者に通知するものとする。ただし、児童虐待のケース等で、本人に危害が及ぶ恐れがあるため、警察が保護者通知を行わなかった場合は、この限りではない。

（「連絡票」の受領及び保存期間）

第6条 警察から情報を収集する場合は、校長等は、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者（以下「警察署長等」という。）が作成した「連絡票」を、警察署長等から手渡しにより受領する。

2 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に口頭で情報を収集した場合は、あらためて警察署長等が作成した「連絡票」を受領する。

3 警察から情報を収集した場合は、校長等は「連絡票」を1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）保存し、その後、確実に廃棄するものとする。

（教育委員会への報告）

第7条 警察から情報を収集した場合は、校長等は、「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

（情報提供）

第8条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合

(2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合

（本人・保護者への通知）

第9条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該児童・生徒本人及び当該児童・生徒の保護者に通知するものとする。ただし、児童虐待のケース等で、本人に危害が及ぶ恐れがある場合は、保護者通知は行わない。

（「連絡票」の作成及び保存期間）

第10条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「連絡票」を作成し、警察署長等に手渡しする。

2 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に口頭で情報を提供した場合は、あらためて校長等は「連絡票」を作成し、警察署長等に手渡しする。

3 警察へ情報を提供した場合は、校長等は「連絡票」の写しを1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）保存し、その後、確実に廃棄するものとする。

（教育委員会への報告・承認）

第11条 校長等は、警察へ情報を提供する場合は、「連絡票」を作成し、事前に教育委員会に「連絡票」の写しを提出して承認を得なければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない場合には、この限りではない。

2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長等は、情報提供後「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 責務

（校長の責務）

第12条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

（教育委員会の責務）

第13条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長等に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。

第5章 雑則

（実施細目）

第14条 この要領の実施に当たり必要な事項は、教育委員会が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から実施する。

児童・生徒の健全育成を推進する連絡票

発信・受信の別	発信 ・ 受信 *いずれかを○で囲む	
発信・受信の年月日時	平成 年 月 日 () 時 分	
発 信 者	氏 名	学校 ・ 警察署 電話 ()
発 信 者	氏 名	学校 ・ 警察署 電話 ()
児童・生徒	氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日生 (歳)
	住 所	
	学年・組	学年 組
事案の概要		
学校が行った指導		
関係当事者への連絡状況		